

令和元年度第2回障害保健福祉施策連絡会会議録

1 開催日時

令和元年10月24日（木） 午前10時から午前11時30分まで

2 開催場所

浜松市役所 本館8階 802会議室

3 出席状況

（出席）

浜松市浜松手をつなぐ育成会

NPO法人浜松地区肢体不自由児親の会

NPO法人浜松地区精神保健福祉会 明生会

浜松市視覚障害者福祉協会

アクティブ

浜松の福祉を考える会

浜松ろうあ協会

浜松市浜北手をつなぐ育成会

ぞうさんの会

（欠席）

NPO法人浜松市身体障害者福祉協議会

天竜川地域精神保健福祉会 若杉会

（事務局 障害保健福祉課）

田中課長、鈴木精神保健福祉担当課長、久保田課長補佐、杉浦副主幹、柴田副主幹、橋本副主幹、仲井副主幹、谷口主任

4 議事内容

(1) 浜松市障がい者自立支援協議会新体制（案）について

(2) その他

5 記録の方法

発言者の要点記録

6 会議記録

- 1 開会
- 2 議事

(1) 浜松市障がい者自立支援協議会新体制（案）について

事務局より資料に基づき説明

- ・エリア連絡会では、個別支援計画での事例の積み重ねから発生する地域課題の解決策や地域ネットワークの構築等を協議していく。
- ・エリア連絡会からあがってきた課題を企画会議で整理し、課題の解決に向けた協議や市への施策、提案、困難事例の共有等を市全体会で行う。

〈浜松市視覚障害者福祉協会〉

視覚障害者福祉協会では会員から要望があがってきたものを会としてまとめている。団体（会員それぞれ）の意見を聞いてもらえる場を作ってもらえるか。

〈事務局〉

個別の意見については随時受けている。依頼してもらえれば団体で開催する会への参加も可能である。

〈浜松市視覚障害者福祉協会〉

相談をする場合、窓口は誰でいいのか。

〈事務局〉

誰が窓口といったことはないため、障害保健福祉課へ相談いただきたい。団体の総会等に出向くことは可能。

〈浜松の福祉を考える会〉

障害児から障害者へのサービス移行について、児から者になる時のつなぎの部分が見えないが、どうなっているのか。

〈事務局〉

18歳以降は居住区の区役所 社会福祉課 障害グループが担当になる。児から者への切り替えの際には児童相談所から担当区社会福祉課障害グループへの引継ぎが行われている。

〈浜松の福祉を考える会〉

エリア連絡会の中に、「当事者と意見交換が出来る場」とあるが、具体的にはどのようなイメージなのか。

〈事務局〉

家族や本人が職員と話し合える場として座談会のような形を考えているが、当事者だけを集めて会を開くことが難しいのではないかと聞いている。状況によって部会に参加してもらおう方法などを考えている。

〈浜松の福祉を考える会〉

参加者はこういった方法で声をかけるのか。

〈事務局〉

現在、区の連絡会等で関わりのある団体等への声かけになると思われる。

〈浜松の福祉を考える会〉

エリア担当がコーディネートするのか。つながりがない所にはどうするのか。

〈事務局〉

エリア担当が調整することになる。つながりがない所については、今後ネットワークが広がるようにしていきたい。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

市全体会が年2回となっているが、報告等に時間がかかり、協議まで出来ないのではないか。

〈事務局〉

市全体会では、エリア全体会で市へあげる必要があると判断された課題について協議することになるため、目安として2回としている。必要であれば回数を増やすこともある。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

障がい者自立支援協議会のあり方検討会はどういう人が関わったのか知りたい。また、委託相談が6か所になるが、エリア事務局はどうなるのか。区の連絡会と一緒にするのか。

〈事務局〉

あり方検討会は、学識経験者、相談支援事業所、医療機関が関わった。エリア事務局は5つの委託相談となり、5つの連絡会に変わる。

(①中区、②東区、③北区、④南区・西区、⑤浜北区・天竜区)

〈浜松の福祉を考える会〉

専門部会の相談支援部会について、評価とは何の評価をするのか。

〈事務局〉

相談支援事業所の取組みについての評価を考えている。

〈浜松の福祉を考える会〉

本人をきちんと見ていないと感ずることがある。当事者では解決出来ないこともあるため、評価体制に期待している。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

エリアの部会のメンバーはどこが決めるのか。

〈事務局〉

エリアで決めていく。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

同じ大目標があるにも関わらず、区によって力を入れる部分がバラバラであるように感ずる。ある程度、市へ統一させた方がいいのではないかと。

〈事務局〉

市から区へ案を提示したところ、今まで区で取り組んできたことを継続してやりたいとの意見も出た。そのため、市と連動していく部分とエリア独自の部分の両方取り組める体制としている。

〈肢体不自由児親の会〉

相談員研修に区職員の参加がなくなったこともあり、区と相談員の交流がなくなった。区にいる相談をもっと活用し、交流があると連絡会にも参加しやすくなると思う。

(2) その他

事務局より、「障がい者週間」啓発事業について説明。(当日配布資料)

- ・スマイルフェスタはままつ 日時：令和元年11月24日(日)
午前11時から午後2時まで
場所：浜松市ギャラリーモール「ソラモ」
- ・各区役所における啓発展示について
- ・街頭キャンペーンについて

事務局より、福祉事業所フェアについて説明。(当日配布資料)

〈事務局〉

以上で、本日の全ての議事が終了となります。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

9月28、29日に行われた移動支援従事者研修の結果を知りたい。

〈事務局〉

7名参加し、全員研修を修了した。今後事業所への登録を行ったか等の追跡調査を行っていく。

〈視覚障害者福祉協会〉

それは同行援護につながるのか。

〈事務局〉

移動支援は法定サービスとは別になる。

〈視覚障害者福祉協会〉

移動支援の研修は毎年やっているのか。周知はどのようにやっているのか。

〈事務局〉

研修は今年度が初めてである。来年度以降も実施していく予定である。周知については、広報はままつへの掲載を行なった。

〈明生会〉

障害者相談員について、しおりに電話番号が記載されているが、精神的な障害のある方が別の複数の相談員に相談をしたり、女性の相談員にストーカーのようなことをしたということ聞いた。例えば日程を決めてブース等を設けて、当番で対応する等の方法はとれないか。

〈事務局〉

障害者相談員は身近に相談ができるという立場である。ストーカー的な場合や複数の相談員に相談する等、問題がある場合には障害保健福祉課精神保健グループを案内してもらえれば対応する。ブース等についてはできるかどうかを含め検討する。

〈浜松の福祉を考える会〉

移動支援研修を受講した7名の現状を知りたい。

〈事務局〉

今回受講した7名について、ヘルパーになりたい人とヘルパーの様子を知りたい人といったように参加目的が様々であった。追跡調査を行ない、次回報告出来るようにする。

〈浜松の福祉を考える会〉

車いす対応のタクシーの利用時間が縮小されている。浜松市でジャンプタクシーをよ

く見るようになったが、市で何台あるか把握しているか。車いす対応の状況が分かれば知りたい。

〈事務局〉

台数については交通政策課で把握していると思われる。次回報告する。

〈事務局〉

次回は11月15日（金）午前10時から、浜松市役所北館1階101・102会議室で開催予定。

以上で当事者部会を終了する。